令和８年第９回さつま町農業委員会総会議事録

１　開催日時　令和８年９月２４日（木）　午前９時30分～11時15分
２　開催場所　さつま町役場本庁別館３階大会議室
３　出席者
(1)農業委員（ 10名 ）

１番	濵田　誠	２番	滿園　和徳
３番	市囿　庄一	４番	東條　治満
５番	山崎　博文	６番	平　春行
７番	古田　妙子	８番	楠元　伸一
９番	山内　美千代	10番	南原　奈美子

(2)推進委員（ 23名 ）

11番	下田　保幸	12番	兒玉　伸一郎	~~13番~~	
14番	池之野　智幸	15番	豊増　晃正	16番	水流　新藏
17番	原田　弘美	18番	宮田　裕司	19番	中間　英俊
20番	長福　次美	21番	田上　政喜	22番	德留　伸一
23番	東條　好廣	24番	平島　賢一	25番	大野　恵美
26番	堀之内　睦	27番	上屋敷　守	28番	大迫　勝哉
29番	竹之内　重則	30番	宮後　文春	31番	下境田　德造
32番	宮脇　純久	~~33番~~		34番	上別府　克行
35番	小坂　幸次				

(3)職員　（ 4名 ）

事務局長	松山　明浩
事務局長補佐兼農地係長	後藤　博
農地係主事	中山　晴天
農地中間管理事業推進員	外川内　勉

４　欠席農業委員（ － 名 ）

５　会次第

(1)議案第１号	農地法第３条許可（農委）申請について	（ 6件）
(2)議案第２号	農地法第４条許可申請について	（ 1件）
(3)議案第３号	農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について	（ 1件）
(4)議案第４号	農地法第５条許可申請について	（ 2件）
(5)議案第５号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について	(68件)
(6)議案第６号	非農地証明願について	（ 1件）

６　その他

事務局長　ただ今から令和８年第９回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長　（あいさつ）

事務局長　ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、農業委員全員の出席で定足数に達しており、総会は成立しております。
また、推進委員 25 名のうち、13 番野間委員、33 番森重委員より欠席の申し出があり、23 名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長（会長）　それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、５番山崎博文委員、６番平春行委員にお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長　「会務報告の朗読及び説明」

議長　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
（なしの声あり）
無いようですので、会務報告を終わります。

それでは、1ページから３ページ、議案第１号「農地法第３条許可申請について」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局（中山）　議案第１号「農地法第３条許可申請について」説明
9-1 番
（申請取下げ）
9-2 番
所在：柊野字[redacted]番 4、田、農振農用地区域内、1,193 ㎡、所在：柊野字[redacted]番 1、田、農振農用地区域内、1,168 ㎡、売買による所有権移転
9-3 番
所在：鶴田字[redacted]番、田、農振農用地区域内、1,560 ㎡、贈与による所有権移転
9-4 番
所在：鶴田字[redacted]番 2、田、農振農用地区域内、1,117 ㎡、所在：鶴田字[redacted]番 3、田、農振農用地区域内、1,057 ㎡、所在：鶴田字[redacted]番、畑、農振農用地区域内、539 ㎡、贈与による所有権移転
9-5 番
所在：鶴田字[redacted]番 1、田、農振農用地区域外、652 ㎡、所在：鶴田字[redacted]番、田、農振農用地区域内、1,300 ㎡、所在：鶴田字[redacted]

事務局 （中山）	番 1、田、農振農用地区域内、1,637 ㎡、所在：鶴田字[redacted]番 3、畑、農振農用地区域外、663 番、所在：鶴田字[redacted]番 2、畑、農振農用地区域内、410 ㎡、所在：鶴田字[redacted]番 3、畑、農振農用地区域内、1,630 ㎡、贈与による所有権移転 9-6 番 所在：中津川字[redacted]番 1、畑、農振農用地区域内、2,062 ㎡、売買による所有権移転 9-7 番 所在：永野字[redacted]番、畑、農振農用地区域外、347 ㎡、所在：永野字[redacted]番、田、農振農用地区域外、190 ㎡、贈与による所有権移転 以上農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-2 番、お願いします。
23 番委員	渡人の[redacted]さんは、[redacted]にお住まいですが、もともと両親は柊野の出でございまして、もう他界されてだれもいらっしゃらない状態であります。受人の[redacted]君は、この圃場の 300ｍから 500ｍくらいのところに住んでいまして、今地元で一生懸命がんばっている農業者であります。色々調べてみましたが、境界、申請農地の進入路、用排水についても特に問題は無く、現在、圃場整備が完了して 4、5 年の状態にありまして、特に問題は無かったことをここに報告いたします。
議長	9-3 番から 5 番、お願いします。
24 番委員	9-3 番について、[redacted]さんと[redacted]さんは親戚関係にあります。[redacted]さんが高齢になったため、長年、その田んぼを作っている[redacted]さんに贈与したいということでしたので、この話がありました。圃場については、長年、今年も作っていらっしゃるので、進入路、排水等、何ら問題ありません。 9-4 番と 9-5 番について、関連がありますので、一緒にします。渡人の[redacted]さんと[redacted]さんは親子関係でございます。こちらのほうに戻って来ることがないということで、財産の整理をしたいといういことで、長年作っていらっしゃった[redacted]さんに相談がいきました。田んぼと畑とあるんですが、1 筆だけ耕起していないところがありまして、[redacted]さんに確認をいたしまして、耕起していただくようお願いしたところでございます。現在も作っていらっしゃるところなので、進入路、境界、用排水等、何ら問題ございません。以上です。
議長	9-6 番、お願いします。
事務局 （中山）	9-6 番について、本日、森重推進委員が欠席のため、報告を受けた調査結果をお伝えします。申請地は、先月の 8 月総会で許可された農地に隣接する農地になります。この農地は[redacted]さんが耕作されており、現在お茶が植えられています。[redacted]さんから購入の話を持ちかけたところ、この農地は道路からの進入路が無いこともあり、返してもらっても耕作が難しいということで、話がまとまったということです。先月許可された隣接する農地が道路に面しているため、続きになるため、進入路の問題も無くなります。また、境界も問題無いということでした。以上です。

議長	9-7番、お願いします。
35番委員	9-7番について、9月5日に、私と上別府推進委員と現地に二人で行きました。[redacted]さんと[redacted]さんは、きょうだいでありまして、[redacted]さんと奥さんの二人から、現地を見ながら話を聞きました。田んぼ、畑とも、草を刈ってあり、野菜なども植えてありました。境界、排水、進入路等も問題は無く、それを確認し、事務局に報告しました。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。無いようですので、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-2番から7番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-2番から7番は、許可することに決定いたします。 次に、4ページ、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の9-1番を議題といたします。 なお、5ページ、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 （後藤）	議案第2号「農地法第4条許可申請について」の4ページ、9-1番について説明。 9-1番 所在：平川字[redacted]番4、畑、農振農用地区域内、1,253㎡、地種：農用地区域内農地、形態：転用、用途：牛舎・農業用倉庫用地、施設：牛舎・農業用倉庫、施設面積：412㎡（うち新設84㎡）、申請事由：申請地に牛舎、農業用倉庫を建築したい。 関連部分の5ページ、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番について説明（用途区分の変更） 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。 議案第2号の9-1番、議案第3号の1番、お願いします。
19番委員	9月10日、農地転用に係る書類審査及び現地調査を行いました。申請地は申請者の父親が、当地において、養蚕業から畜産業へ変わり、申請者へ引き継がれました。今回、申請者が牛舎の建築を計画されましたが、現在まで農地転用の申請はされていませんでした。今回の牛舎建築の計画で、農地法第4条に従い、申請されたものです。なお、申請地周辺の環境は、平川でも大々的な畜産業、それと養鶏業があり、問題無いものと思われます。また、進入路、境界もしっかりしており、問題無いものと思われます。それと、申請地は農振農用地であり、農用地用途変更の申請もされており

19番委員	ます。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 （後藤）	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。 総合意見としまして、許可相当（一部追認）。 ただし、申請地について、農振農用地の用途区分変更の決定があった場合に限る。 なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。 また、議案第２号「農地法第４条許可申請について」の 9-1 番は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第２号「農地法第４条許可申請について」の 9-1 番は、農振農用地の用途区分変更を条件として、許可することに賛成の方、併せて、議案第３号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の１番は、農振農用地の用途区分変更を承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第２号「農地法第４条許可申請について」の 9-1 番は、農振農用地の用途区分変更を条件として許可することに決定いたしました。 また、議案第３号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振農用地の用途区分変更を承認することに決定いたします。 なお、議案第２号「農地法第４条許可申請について」の 9-1 番は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。
議長	次に、6 ページ、議案第４号「農地法第５条許可申請について」の 9-1 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 （後藤）	議案第２号「農地法第５条許可申請について」の６ページ、9-1 番について説明 9-1 番 所在：船木字[redacted]番 7、畑、農振農用地区域外、444 ㎡、地種：第２種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：113.65 ㎡、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、一般住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-1 番、お願いします。

16番委員　譲受人は譲渡人の親戚であると説明を受けております。譲渡人は現在、借家住まいであります。該当農地の状況ですが、日照に難がありまして、農地としての要件は必ずしも良好なものではありません。現在、部分的に野菜などが栽培されている程度で、本格的に耕作されている状況ではありません。そういうことも勘案し、境界、排水等の問題もありませんので、本申請はやむを得ないものと判断したところです。以上です。

議長　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局（後藤）　農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長　ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
（なしの声あり）
よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第4号「農地法第5条許可申請について」の9-1番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条許可申請について」の9-1番は、許可することに決定いたしました。

次に、6ページ、議案第4号「農地法第5条許可申請について」の9-2番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局（後藤）　議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6ページ、9-2番について説明
9-2番
所在：虎居字[redacted]番14、畑、農振農用地区域外、456㎡、所在：虎居字[redacted]番24、畑、農振農用地区域外、20㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：108.89㎡、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、一般住宅を建築したい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-2番、お願いします。

12番委員　この辺は今、新興住宅街です。今年も1軒、昨年は2軒の家が建って、周りの状況はほとんど、住宅の新興地といった状況です。その中で、[redacted]さんが家を建てたいということで、借家住まいでしたので、売買でここに家を建てるということです。もちろん、境界、進入口、区画、何も問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

議長　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 （後藤）	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第４号「農地法第５条許可申請について」の 9-2 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第４号「農地法第５条許可申請について」の 9-2 番は、許可することに決定いたしました。 次に、7 ページ、議案第５号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。
事務局 （中山）	議案第５号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 7 ページ、中間管理権と利用権設定の総括表ついて朗読及び説明
議長	それでは、議案第５号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定を議題といたします。 はじめに、私に関わる案件を審議していただきたいと思いますで、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、私はここで退室します。 また、さつま町農業委員会総会会議規則第５条第２項の規定により、議長は、濵田誠会長代理にお願いします。 {南原会長　退室}
議長（濵田代理）	南原会長に代わりまして、私が議長を務めます。スムーズな議事進行にご協力ください。 それでは、10 ページ、議案第５号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 9-14 番から 17 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 （中山）	議案第５号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 10 ページ、9-14 番から 17 番について朗読及び説明
議長（濵田代理）	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第５号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 9-14 番から 17 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第５号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 9-14 番から 17 番は、妥当とすることに決定いたします。 南原会長の入室をお願いします。{南原会長　入室}

議長(濵田代理)	ここで、議長を、南原会長と交代いたします。スムーズな議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。
議長	議長を交代しました。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が、あと3件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず、9ページ、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の9-8番から10番を議題といたします。 [redacted]委員の退室をお願いします。{[redacted]委員　退室} 事務局の議案説明をお願いします
事務局（中山）	議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の9ページ、9-8番から10番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の9-8番から10番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の9-8番から10番は、妥当とすることに決定いたします。 [redacted]委員の入室をお願いします。{[redacted]委員　入室} 次に、8ページから20ページ、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。 事務局の議案の説明をお願いします。
事務局（中山）	議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の8ページから20ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
1番委員	[redacted]さんが借りられている分で、例えば9-26番と27番で、水田によって、賃貸借と使用貸借があるんですけど、このようなものが何件かあるんですけど、理由を教えていただきたい。
農地中間管理事業推進員(外川内)	[redacted]さんが借り受けて、今までの引き続きなんですけど、[redacted]さんは5人でされているんですけど、それぞれの事情で使用貸借にされています。よろしいでしょうか。
議長	他には、ございませんか。 （なしの声あり） よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地

議長	中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第５号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。 次に、21 ページ、議案第６号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 （後藤）	議案第６号「非農地証明願について」の 21 ページ、9-1 番について説明 9-1 番 所在：久富木字[redacted]番 1、畑、農振農用地区域内、660 ㎡、判定地目：原野、利用状況：現在、耕作放棄地である。
議長	ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。9-1 番、お願いします。
21 番委員	[redacted]さんが所有されている土地なんですが、25 ページに位置図がありますが、山の上で、開拓されて畑地にはなっていますが、申請地は、当初は 1 反近くあったんですが、角のところに、携帯電話の基地局、アンテナが設置されるということで、一部分をそちらに売却されて、残りの土地が何も手つかずで、耕作放棄地となっています。その隣には 1 町歩以上の畑もあるんですが、そちらも高齢化等が進んで、ほとんど耕作されていない農地になっていて、今回の申請地は、竹とか木が生えてきて、到底、畑としての利用の見込みは認められないということで、今回の申請は妥当かなというところで、確認したメンバーで、そういうことになりました。よろしくお願いします。
議長	ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。無いようですので、採決いたします。 議案第６号「非農地証明願について」の 9-1 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第６号「非農地証明願について」の 9-1 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、議題（７）「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 （なしの声あり） 事務局から議案はありませんか。 （ありません。） 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第６の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。
27 番委員	私の小言を聴いてもらいたい。米価格の下落で、このような価格では、農薬等の価格は高騰しており、農業を続けられない。それと、農協は、契

27番委員	約米でないと引き取らない。今まで私たちは業者米で出していたが、何も手続きをしていなくて農協には出せない。これから認定農業者もいなくなって、おそらく、田んぼも荒れてくると思う。
事務局長	ご意見として承った。
議長	議案第5号中の「機構貸出」について説明を求める。
農地中間管理事業推進員(外川内)	「機構貸出」について説明。(機構が耕作者に貸し出すもので、所有者から機構への貸し出しに変更はなく、耕作者のみ変更するもの)
議長	他にありませんか。 (なしの声あり) 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局より協議・連絡事項あり) ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し案について ・活動記録の徹底について(圃場での営農意向確認、利用状況巡視など、農繁期の活動例紹介など) ・担い手農家への訪問アンケートについて ・農地利用状況調査(事務局との非農地調査)について ・生活道路の法定速度改正(60km/h⇒30km/h)について ・農業委員会意見交換(歓送迎)会について ・旅行積立について(引去手数料の取扱い提案) ・公務災害保険等について ・農業新聞の委員の皆購読について ・令和8年熊本地震義援金について(協力依頼) ・9月17日開催の地域別農地利用最適化推進会議の資料について
議長	ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。 無いようですので、以上をもちまして、令和8年第9回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。
事務局長	全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿